



2月に大雪がありました。雪の重さで家がつぶれたり、車庫が壊れて落下し車がへこんだりしました。この場合に税制上の措置がありますか？



- あります。『災害減免』と『雑損控除』です。どちらも所得税の対象です。
- ・『災害減免』は所得税が全額免除されたり、軽減されたりします。直接所得税が免除・控除されます。いわゆる『税額控除』制度です。他の例には『住宅ローン控除』があります。
 - ・『雑損控除』は、『災害減免』と違って、所得税の免除・軽減ではありません。『生命保険料控除』や『社会保険料控除』のように所得税を算出する前に所得から引かれる『所得控除』の一つです。



『災害減免』と『雑損控除』の所得税制上の違いはわかりました。他にはどんな違いがありますか？



- 『災害減免』は、住宅や家財に損害を受けたときのみです。その損害額が住宅または家財の時価額の2分の1以上あることが適用条件になります。その他に所得が1000万円を超えると『災害減免』は適用できません。災害の種類は、自然災害で、盗難や横領は適用条件にはなりません。
- 『雑損控除』は、日常生活を営む上での住宅・家財・衣類・現金などが損害を受けたときです。
- 災害種類は、風・水・雪害、冷害、噴火等自然災害による災害。火災、火薬類の爆発などが適用条件になります。その他に『災害減免』にない盗難や横領による損害も適用条件になります。



『災害減免』、『雑損控除』の住宅や家財の内容を詳しく教えてください。



国税庁のHPによると、

『雑損控除』の対象の住宅、家財は、生活に通常必要な資産となっています。対象外になる具体的な住宅・家財とは、別荘、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とうなどです。また、棚卸資産や事業用の固定資産は対象外です。

『災害減免』は住宅、家財のみです。対象外は『雑損控除』と同じです。



『災害減免』の所得税免除、軽減と『雑損控除』の控除額の計算方法を教えてください。



『雑損控除』

$A = (\text{差引損失額}) - (\text{総所得金額等}) \times 10\%$

$B = (\text{差引損失額のうち災害関連支出の金額}) - 5\text{万円}$

※AとBの大きい方の金額が所得控除の雑損控除になります

※差引損失額の計算のしかた

差引損失額 = 損害金額 + 災害関連支出の金額 - 保険金などによって補填される金額

※損害金額とは: 損害を受けた時のその資産の時価を計算した損害の額のこと

※災害関連支出の金額とは: 災害により滅失した住宅、家財を除去するために支出した金額などのこと

※保険金などにより補てんされる金額とは: 災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などのこと

※損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後(3年間で限度)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます

『災害減免』

所得金額の合計額	軽減又は免除される所得税の額
500万円以下	所得税の額の全額
500万円超750万円以下	所得税の額の2分の1
750万円超1000万円以下	所得税の額の4分の1



『災害減免』と『雑損控除』を比較してください



●『災害減免』の事例

給与収入：500万円 給与所得額：346万円 所得金額：160万円

所得税：8万円(160万円×5%)

車庫の時価額 100万円 災害関連支出額 30万円

保険金による補てん額 20万円

●『災害減免』を適用した場合

損失額=100万円-20万円(保険金による補てん額)=80万円

車庫の時価額の2分の1=100万円÷2=50万円

車庫の時価額の2分の1=50万円より損失額=80万円が多いです。

●所得税の減免額

所得金額の合計額	軽減又は免除される所得税の額
500万円以下	所得税の額の全額
500万円超750万円以下	所得税の額の2分の1
750万円超1000万円以下	所得税の額の4分の1

所得金額(160万円)は上記の表の500万円以下なので所得税の額の全額が免除されます。所得税8万円が免除されます。



Q

『雑損控除』はどうなりますか?



A

● 『雑損控除』の事例

給与収入：500万円 給与所得額：346万円

所得控除額：186万円(雑損控除を含む以前の所得控除額)

所得金額：160万円 所得税：8万円(160万円×5%)

車庫の時価額 100万円 災害関連支出額 30万円

保険金による補てん額 20万円

● 雑損控除の控除額計算式

$A = (\text{差引損失額}) - (\text{総所得金額等}) \times 10\%$

$B = (\text{差引損失額のうち災害関連支出の金額}) - 5 \text{万円}$

※ A と B の大きい方の金額が所得控除の雑損控除になります。

$A = \{100 \text{万円} (\text{車庫の時価額}) + 30 \text{万円} (\text{災害関連支出額}) - 20 \text{万円} (\text{保険金})\} - \{160 \text{万円} (\text{所得金額}) \times 10\% \} = 94 \text{万円}$

$B = 30 \text{万円} (\text{災害関連支出額}) - 5 \text{万円} = 25 \text{万円}$

雑損控除額は94万円になります。

雑損控除94万円が所得控除186万円にプラスされます。

所得控除額は186万円+94万円=280万円になります。

所得金額=346万円(給与所得額)-280万円(所得控除額)=66万円

所得税=66万円×5%=3.3万円になります。

この場合には『災害減免』の方が得です。